

## 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構への航空自衛官の派遣に関する協定

防衛省航空幕僚監部（以下「空幕」という。）の依頼に基づき国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「JAXA」という。）が受け入れる航空自衛官（以下「要員」という。）の派遣について、次のとおり合意する。

### （総則）

第1条 本協定は、空幕からJAXAへ派遣された要員が、業務を円滑かつ効果的に実施するに当たり、必要となる事項を定めるものである。

### （定義）

第2条 本協定において使用する用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 「設計・整備」とは、宇宙基本計画工程表に示されたシステム設計・システム整備をいう。
- (2) 「防衛省のSSAシステム（以下「防衛省システム」という。）」とは、防衛省が設計・整備するSSAシステムをいう。
- (3) 「JAXAのSSAシステム（以下「JAXAシステム」という。）」とは、JAXAが設計・整備するSSAシステムをいう。
- (4) 「契約相手方」とは、防衛省システム又はJAXAシステムの設計・整備に係る業務の一部を実施させるために防衛省又はJAXAそれが契約した者をいう（下請け、再委託先等を含む。）。
- (5) 「技術情報等」とは、技術情報、知見、資料等の総称をいう。
- (6) 「要員」とは、防衛省システムの設計・整備に資する情報収集及び調整等を実地に行うことをJAXAから承認された航空自衛官をいう。
- (7) 「取扱いに一定の留意等を要する技術情報等」とは、空幕における「注意」又はJAXAにおける「SSA業務関係者限定情報」、若しくはその両方を含む技術情報等をいう。
- (8) 「注意」とは、当該事務に関与しない防衛省職員にみだりに知られることが業務の遂行に支障を与えるおそれのある情報をいう。
- (9) 「SSA業務関係者限定情報」とは、JAXAの規則に従って、JAXAの円滑な業務遂行のため、開示等の取扱いに一定の留意や手続きを要する情報をいう。

### （派遣の目的）

第3条 JAXAにおけるSSAの運用要領及びJAXAシステムに関する設計・整備の詳細を把握することにより、防衛省におけるSSAの運用要領及び防衛省システムの設計・整備に係る検討の資とする。

### (要員の業務)

第4条 要員の勤務場所は、JAXA追跡ネットワーク技術センター（茨城県つくば市千現2丁目1番1号）とし、要員は、JAXAと相互協力して主に以下の業務を実施するものとする。

#### (1) 軌道力学に関する業務

- ア 衛星の軌道決定、軌道予報及び軌道制御に関すること。
- イ スペースデブリの観測に関すること。
- ウ スペースデブリと衛星の接近回避及び再突入予測に関すること。
- エ 宇宙物体のカタログ管理に関すること。
- オ 関係省庁、国外機関及び衛星運用者等の外部機関との連携に関すること。
- カ 防衛省のSSAの運用に係る検討に資する調整及び確認に関すること。

#### (2) 防衛省システム及びJAXAシステムの設計・整備に関する業務

- ア JAXAシステムの整備及び開発に係る技術情報等の収集に関すること。
- イ 防衛省システムの設計・整備の検討に資する調整及び確認に関すること。

#### (3) その他

- ア JAXAで得られる技術情報等の空幕への報告
- イ 派遣目的に照らして有益な業務

### (派遣期間)

第5条 要員の派遣期間は1期2年間を基準とし、JAXAの承認を得た上で、防衛省システムの設計・整備の終了（試行運用を含む。）までの間、継続して派遣するものとする。

### (服装)

第6条 要員の勤務時の服装は、特に制服を着用しなければならない場合を除き、平服とする。

### (勤務時間管理)

第7条 要員の勤務時間管理は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 要員の勤務時間は、航空幕僚監部に勤務する隊員の勤務時間の指定に関する達第3条によるものとする。
- (2) 要員の休暇申請は、JAXAの了承を得た上で、空幕が承認するものとする。

### (技術情報等の開示又は提供等)

第8条 空幕及びJAXAは、要員を介して得た、それぞれの技術情報等を以下のとおり取扱うものとする。

- (1) 空幕及びJAXAは、必要な技術情報等を無償で相互に開示し、又は提供することができるものとする。ただし、第三者との取決めによって秘密保持義務を負っているものについては、この限りでない。

- (2) 返還を条件とする技術情報等の提供を受けた空幕又はJAXA（以下「被開示・提供側当事者」という。）は、当該提供を受けた目的を終え、又は本合意を解除した後、速やかに返還するものとする。
- (3) 第1号の規定により、被開示・提供側当事者は、技術情報等の開示又は提供を行った空幕又はJAXA（以下「開示・提供側当事者」という。）の技術情報等を、要員の業務の実施以外の目的での使用又は第三者への開示若しくは提供を行わないように管理するものとする。
- (4) 被開示・提供側当事者は、開示・提供側当事者の同意の上、それぞれの契約相手方に対し開示又は提供することができる。
- (5) 被開示・提供側当事者は、当該技術情報等を第三者（契約相手方を除く。）に開示又は提供をする必要がある場合には、開示・提供側当事者の事前の書面による同意を得るものとする。
- (6) 空幕及びJAXAは、前号に基づき相手方の技術情報等を第三者に開示又は提供を行う場合、その第三者が当該技術資料等を要員の業務遂行以外の目的での使用、開示若しくは提供を行わないよう措置するものとする。
- (7) 空幕及びJAXAは、要員が業務を遂行するにあたり、第1号に基づき開示又は提供された技術情報等を改変する必要がある場合は、あらかじめ開示・提供側当事者の同意を得るものとし、改変の内容に応じて知的財産権の取扱い等について協議するものとする。

（取扱いに一定の留意等を要する技術情報等の取扱い）

第9条 前条により得た情報のうち、取扱いに一定の留意等を要する技術情報等に關し、以下のとおり取扱うものとする。

- (1) 空幕及びJAXAは、取扱いに一定の留意等を要する技術情報等に關し、次に掲げるものに応じ、それぞれ表示を行うものとする。
  - ア 空幕における技術情報等にあっては、「注意」
  - イ JAXAにおける技術情報等にあっては、「SSA業務関係者限定情報」
- (2) 空幕及びJAXAは、取扱いに一定の留意等を要する技術情報等の取扱いについては、別紙により実施するものとする。
- (3) 空幕及びJAXAは、必要に応じて相互にそれぞれの管理状況を確認することができるものとする。

（成果の反映）

第10条 空幕及びJAXAは、第4条第2号による要員の調整内容等について、必要に応じ、意見交換等を行うことができる。

- 2 空幕及びJAXAは、前項の意見交換等の場に、必要と認める者を参加させることができる。ただし、それぞれの契約相手方を参加させようとする場合は、事前に相手方の同意を得るものとする。
- 3 空幕及びJAXAは、第1項の意見交換等により得た成果物について、相手方の合意を必要とする場合は、審査会又は公印を捺印若しくは署名された文書をもって確定するものとする。

(経費等)

第11条 要員の派遣期間中に要する経費については、空幕の負担とする。

(公務災害等補償)

第12条 要員の派遣期間中の公務災害、又は通勤災害が発生した場合は、防衛省の職員の給与等に関する法律第27条に基づき、空幕が補償を行うものとする。この場合、JAXAは空幕が行う補償業務に協力するものとする。

(争議事項)

第13条 派遣期間中の要員の業務に起因し、又は関連して生起する争議事項は、空幕及びJAXA間による協議を通じて解決されるものとする。

2 前項の場合において、派遣期間中の要員が故意又は過失により、JAXAに損害を与えた場合（第三者に発生した損害をJAXAが賠償した場合を含む。）、JAXAは空幕と協議の上、その損害の一部又は全部の弁償を空幕に請求することができる。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、要員の派遣が終了するまでの間とする。

(協定の解除)

第15条 空幕及びJAXAは、次の各号のいずれかに該当し、かつ是正されない場合には、書面による同意なく、本協定を解除することができる。この場合において、空幕又はJAXAは、それぞれに対し本協定の解除を書面により通知するものとする。

(1) 相手方が、本協定の履行に関し、不正又は不当な行為をした場合  
(2) 相手方が、本協定に違反した場合

2 空幕及びJAXAは、本協力の必要がなくなった場合には、書面による同意により、本協定を解除することができる。

(受入れ手続き)

第16条 受入れに当たって必要な細部事項については、別途取り交わす契約書によるものとする。

(協議)

第17条 本協定に定めのない事項又は本協定に関する疑義が生じた事項については、その都度、空幕及びJAXAが協議して、定めるものとする。

2 本協定について、改正の必要が生じた場合は、空幕及びJAXA間で協議の上、改正するものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、空幕及びJAXAは、両者署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年10月23日

空幕 東京都新宿区市谷本村町5番1号  
防衛省 航空幕僚監部 防衛部  
防衛課長



JAXA 東京都調布市深大寺東町七丁目44番地1  
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構  
追跡ネットワーク技術センター長

